

様式第1号

秩父市広告掲載申請書

令和 年 月 日

秩 父 市 長 様

申請者
住 所
会社名等
代表者名
電話番号
FAX 番号

秩父市広報紙広告掲載取扱要綱第4条第1項の規定により、掲載原稿を添えて、次のとおり申請します。

市報ちちぶ

	第1希望	第2希望
広告掲載希望月	月	月
広告の大きさ	号	号

- ※ 1号広告・・・縦56mm、横 88mm
- 2号広告・・・縦56mm、横180mm
- ※ 掲載原稿を添付し、申請してください。

問い合わせ 秩父市役所総合政策部広報広聴課
電話0494(22)2505(直通)

市報ちちぶ広告掲載申込要領

1 広告掲載の内容

掲載できる広告は、次の各号の掲げる要件を備えたものとします。

- (1)市報ちちぶの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2)市内の商工業の発展に資するものであること。
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るものでないこと。
- (5)公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。
- (6)その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

2 広告を掲載できる者は、市内に住所または事業所を有する者とします。

3 広告は、「市報ちちぶ」の「お知らせのページ」の下1段に掲載します。

※秩父市ホームページで閲覧できる市報ちちぶPDF版には掲載はいたしません。

4 広告の規格及び掲載料は、掲載1回につき次のとおりです。

- ◎1号広告(大きさ縦56mm×横88mm、1色刷り)・・・15,000円
- ◎2号広告(大きさ縦56mm×横180mm、1色刷り)・・・30,000円

5 広告掲載は、原則として受付順としますが、掲載月は、掲載希望者数などにより変更になる場合があります。(初回申請者は優先されます。)

6 広告掲載の「原稿」は、掲載希望者が作成してください。

※広告の原稿は、希望する大きさで作成し提出してください。ただし、指定文字(ロゴマーク)や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。

※写真は、プリントしたもの。ネガは不可。

※広報紙への割付については、市が行います。

7 申込み

広告は、毎月10日発行の「市報ちちぶ」の「お知らせのページ」に掲載されますので、掲載希望月の2か月前の25日(1月号の掲載申請は11月20日)までに裏面「秩父市広告掲載申請書」と「原稿」を持参の上、広報広聴課までお申し込みください。この日が閉庁日の場合は直前の開庁日までに提出してください。

※例)9月号(9月10日発行)に掲載する場合・・・

7月25日までに原稿提出

8 広告料の納付について

広告掲載が決定した場合、秩父市広告掲載決定通知書と一緒に納入通知書を送付します。広告掲載料は、納入通知書を発した日から14日以内に指定金融機関に納入してください。

問い合わせ 秩父市役所総合政策部広報広聴課
電話0494(22)2505(直通)